

長与町農業委員会議事録

令和7年3月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和7年3月農業委員会総会

1. 日時 令和7年3月25日(火) 9時30分から11時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員(12名)

会長	1番 水谷 勉			
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利	
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴	
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透	
	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員(7名)

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久		

5. 農地利用最適化推進委員 欠席委員(1名)

8番 尾崎 勝文

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	9番 山口 和幸 委員	12番 山中 庄八郎
第2	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	
第3	第2号議案	農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について	
第4	第3号議案	「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について	

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員全員の出席をいただいております、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。

本日の欠席者は、8番 尾崎 勝文 委員 です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。

議長

それでは、令和7年3月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署委員を2人、指名いたします。9番 山口 和幸 委員、12番 山中 庄八郎 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が3件。

第2号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請が5件

第3号議案 「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について。

報告事項は 行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。

従いまして、〇〇委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(〇〇委員 退席後)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

1件目 整理番号 1

申請地 長与町高田郷（地番）

地目 畑

面積 615 m²

農地区分は、農用地区域内となっております。

申請者は、

譲渡人が、長与町嬉里郷（地番）（氏名）

譲受人が、長与町高田郷（地番）（氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

価格は〇〇円、10aあたりの単価は、〇〇円です。

備考欄に記載のとおり、この申請地は、以前から譲渡人と譲受人の父親との間で中間管理機構をとおした貸借契約が結ばれており、みかんが作られています。今回、譲受人が当該農地を購入し、引き続き耕作を行ないます。

譲受人の耕作地は、20,017㎡、労働力は4人です。市街化調整区域 となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。

図面の右上に(施設名)がございます。(施設名)の西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。
以上です。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。
6番 栗山 将和 農業委員

6番 　3月17日13時頃に事務局2名、辻田委員さんと私の4人で現地確認をしております。(譲受人)も立ち会っていただきましたが、元々、みかんを作られていたのを、そのまま買う形になるので特に問題はないかと思います。

議長 　続きまして、3番 辻田 滋子農業委員、お願いします。

3番 　先ほど栗山委員が説明されたように、10年ほど前より譲渡人と賃貸借契約をして、みかんを栽培しておられました。(譲受人)は親子2代で行き届いた管理をなされているので、この件については問題ないと思います。以上です。

議長 　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

(〇〇委員 着席後)

〇〇委員に申し上げます。申請があった、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしましたので報告いたします。

続きまして2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

整理番号 2

申請地 長与町三根郷(地番)

地目 田

面積 1,900 m² 以下2筆。2筆合計 2,264 m²です。

農地区分は、すべて農用地区域内となっています。

申請者は、

賃貸人が、長与町三根郷(地番) (氏名)

賃借人が、長与町三根郷(地番) (氏名)

申請目的は、5年間の賃貸借権の設定です。

年間の借賃は 米〇〇kg、10aあたりは 米〇〇kgとなります。

備考欄に記載のとおり、この申請地は以前から申請者間で中間管理機構をとした賃貸借契約が結ばれており、水稻が作られています。今後も物納での賃貸借契約を継続するため、貸借の方法を切り替えるものです。

譲受人の耕作地は、10,118 m²、労働力は1人です。市街化調整区域 となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。

図面の右下に(施設名)がございます。(施設名)の北側と北西側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

3月17日午後3時より事務局長、竹中さんと坂口委員、私の4人で現地を確認しました。事務局より説明ありましたとおり、継続になりますので何も問題ないと思います。

議長 続きます、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 田中委員が説明されたとおり、継続して貸し借りが行われていますので問題ないと思いました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。5番 渡邊委員

5番 別に問題ないと思いますが、説明の中で「貸借の方法を切り替える」とありましたが、この点をちょっと教えてください。

事務局 この案件につきまして、以前は、農地中間管理機構をとおした物納での賃貸借契約を締結していましたが、契約更新の際に、物納では、農地中間管理機構をとおした契約が出来なくなることを説明したところ、物納での契約継続を希望したため、3条での契約に切り替えた次第です。以上です。

議長 中間管理機構が金銭でないと事務的に処理が出来ないということで、非常に困ったものですが、特にこの米の値段の高騰の時期になりますと、ある意味では物納の方が価格変動しても、フェアじゃあるわけですよ。今、キロ2,000円がキロ4,000円になりました。そうすると倍になるわけですよ。今から先の米の値段では、判断しにくいのではないかと思います。だから反対に言えば、中間管理機構も例えば、米1俵相当の単価というものがあれば、それで価格の変動が出来るんですけども、5年間の経過で、3年の契約で何万円というところが非常に今後、いろいろ物議を醸し出すんじゃないかという心配をしております。そういう意味で、やっぱり本人さんは米をもらった方が安定して良いということで、3条に切り替えるというので、こういう例が今から増えてくる可能性があるんですね。今度また常設委員会の時に、中間管理機構の理事長に話をしたいと思います。

他にありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。続きまして3件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして、3件目です。

整理番号 3

申請地 長与町三根郷(地番)

地目 田

面積 1,503 m²

農地区分は、農用地区域内となっています。

申請者は、

賃貸人が、長崎市(地番) (氏名)

賃借人が、長与町(地番) (氏名)

申請目的は、3年間の賃貸借権の設定です。年間の借賃は 米〇〇kg、10aあたりは、米〇〇kgとなります。

備考欄に記載のとおり、この申請地は、平成21年から申請者間で農用地利用集積計画に基づく賃貸借契約が結ばれており、水稻が作られています。当該年度が終了を迎えるにあたって貸借の方法を切り替えるものです。

譲受人の耕作地は、18,260 m²、労働力は2人です。市街化調整区域 となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。

図面の右上に橋がございます。橋の西側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、9ページで確認いただければと思います。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

3月17日午後3時頃から、先ほどの4人で確認をいたしました。こちらも継続ということで、何の問題はないと思います。以上です。

議長 続きます、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 田中委員の説明のとおり、以前から貸し借りをしていることで、問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について 説明いたします。第2号議案の1ページをお開きください。

1件目です。

整理番号 6

利用権を設定する者は、

長与町本川内郷（地番） （氏名）

利用権の設定を受ける者は、

長与町本川内郷（地番） （氏名）

権利対象の土地は、

所在 本川内郷（地番）

地目 畑

面積 1,055 m²

作物は みかん。権利の種類は 賃貸借 です
期間は、令和7年5月10日から令和17年5月9日までの10年間です。
年間の借賃は 〇〇円 です。10aあたりは 〇〇円となります。
今回の申請は、新規です。
土地の所在を説明します。
図面の右側に（施設名）がございます。（施設名）の北西側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。
池田 洋祐 推進委員

推進委員 　　3月17日 15時半より、柿本委員、事務局の山崎さんと竹中さん、私の4名で現地を確認しました。現地は、道路からもすぐの場所にありまして、今後も荒廃することなく園地として続けていかれると思います。今回の案件については、何の問題はないと思います。

議長 　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。10番 柿本 透 農業委員

10番 　　池田委員より説明がありましたように、3月17日に現地確認をいたしました。ここにつきましては、昨年から（賃借人）が耕作していたんですけど、今回こういった形で、中間管理を利用するということが来ておりました。（賃借人）は、地元の若い方で頑張って柑橘栽培をされている方で、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。2番 崎山 光子

2番 　　（賃借人）は、97歳で10年間の契約になっていますが御家族がいらっしゃるのでしょうか。

事務局 　　この方はですね、実際の経営は息子さんが、引き継いで仕事をしています。以上です。

議長 　　他にありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、要請することに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

整理番号 7

利用権を設定する者は、

大村市(地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町本川内郷(地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 三根郷(地番)

地目 田

面積 1,594 m² 以下2筆。2筆合計 1,992 m²です。

作物は水稻。権利の種類は 賃貸借 です

期間は、令和7年5月10日から令和10年5月9日までの3年間です。

年間の借賃は 〇〇円 です。なお、10aあたりは 〇〇円となります。

今回の申請は、継続です。令和1年から契約しており、2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。

図面の右上に橋がございます。橋の西側に位置した赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

3月17日午後3時頃から、先ほどの4人で確認をいたしました。こちら継続ということで、何の問題はないと思います。以上です。

議長 続きます、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 田中委員の説明のとおり、こちらも継続なので、問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、要請することに決定いたします。続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局 続きます、3件目です。次ページをお開きください。

整理番号 8

利用権を設定する者は、

長与町平木場郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町本川内郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 三根郷 (地番)

地目 田

面積 1,209 m²

作物は 水稻 権利の種類は 賃貸借 です

期間は、令和7年5月10日から令和12年5月9日までの5年間です。

年間の借賃は 〇〇円 です。なお、10aあたりは 〇〇円となります。

今回の申請は、継続です。令和2年から契約しており、1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。

図面の下に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。
田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 　3月17日午後3時頃から、先ほどの4人で確認をいたしました。こちらも継続ということで、何の問題はないと思います。以上です。

議長 　続きまして、担当農業委員さんをお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 　田中委員の説明のとおり、継続なので、問題ないと思います。

議長 　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。5番 渡邊委員

5番 　契約自体は問題ないと思いますが、今、米の値段が上がっている状況で、反あたりの値段については、問題にならなかったんですかね。

事務局 　お答えいたします。今回中間管理機構の貸し借りの中で話が進んできたところですが、どうしても個人間同士で、米の量をどうするかとか、値段をどうするかとかいう話は、あっているようです。今回はそのお話が個人間で合意を得ているものになります。今後、おっしゃるとおりで、契約そのものがどうなってくるかっていう案件が上がってくるかもしれないところがあります。以上です。

5番 　分かりました。今後、例えば基本的に、反あたり大体幾ら位で見るのが妥当なのか、やっぱり今、米の値段がものすごく上がってきているから、ちょっと気になりましたね。だからもし、その状況が分かれば教えてもらいたいと思います。

議長 　このことについては、全国的に問題になってくるのではないかと思います。米価が倍になってくると、お金だけのやりとりでは、なかなか金額を上げられないとか、いろいろ出てきますよね。今年全国大会が春先ありますけども、その時に何らかの話も出てくるかなあと。

特に食糧安保の問題と米価の問題、米価に伴って貸し借りが基本的には大体、圃場整備が1反あたり2俵というふうに、米がとれるところは言っていたわけですね。

米がとれない山間地では1俵位っていう単価、例えば反当たり山間地では5俵から6俵以上とれる。圃場整備が大体10俵とれば良いだろうというところで、その1俵に対しての米価の跳ね返りを、どう金銭に反映させるかというのが非常に難しくなってくる。こういった問題が出てくるかなあと思いますし、

まず、県の農業会議の中でも、問題提起をしてみたいと思いますし、中間管理機構の理事長にも直接話を聞いてみたいと思いますが、そういう中でひとつ判断をいただければと思います。今お話ししましたが、2俵から1俵の間というのが大体今までの過去の流れみたいですね。そういうことで良いですか。

5番

はい。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、要請することに決定いたします。4件目の説明をお願いします。

事務局

続きます、4件目です。次ページをお開きください。

整理番号 10

利用権を設定する者は、

長与町岡郷(地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町岡郷(地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 岡郷(地番)

地目 畑
面積 347 m² 以下2筆。2筆合計 1,461 m²です。
作物は みかん。 権利の種類は 使用貸借 です。
期間は、令和7年5月10日から令和12年5月9日までの5年間です。
今回の申請は、新規です。
土地の所在を説明します。
図面の左下に(施設名)がございます。(施設名)の北東側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんお願いします。
11番 山口 多美子 農業委員

11番 3月17日午前9時50分頃より、尾崎推進委員と事務局2名と私で現地確認をしました。(使用借人)が(使用貸人)の畑を使用貸借するというので、苗木が植えてありました。荒廃地になる前で、とても良かったと思えました。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、要請することに決定いたします。5件目の説明をお願いします。

事務局 続きます、5件目です。次ページをお開きください。
整理番号 11
利用権を設定する者は、
長与町岡郷(地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、
長与町本川内郷（地番） （氏名）
権利対象の土地は、
長与町岡郷（地番）
地目 畑
面積 2,932 m²
作物は みかん 権利の種類は 使用貸借 です
期間は、令和7年5月10日から令和17年5月9日までの10年間です。
今回の申請は、継続です。平成27年から契約しており、1回目の更新となります。
土地の所在を説明します。
図面の左下に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した赤色で表示してある
場所が申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんお願いします。
11番 山口 多美子 農業委員

11番 3月17日10時頃より先ほどのメンバーで現地確認をしました。（使用借人）が（使用貸人）の畑を使用貸借されるということで、今まできちんと管理されていて、継続で問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認 議長に報告）

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、要請することに決定いたします。
続いて、第3号議案「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を事務局より願
いします。

事務局

それでは第3号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、説明いたします。

第3号議案をご覧ください。長与町農業委員会では、最適化活動の目標設定及び点検評価を公表するため、今回も、今回は最低活動の目標を設定しております。なお、点検評価につきましては、次回、次の5月総会にて御審議いただきますので、よろしく願いいたします。それでは説明をしていきたいと思っております。

1ページをご覧ください。1. 農業委員会の状況では、内容、農業委員会の体制・構成を示しております。次に、2の農家農地の概要ですが、これは経営体数、農業者数が示しております。いずれも前回に比べて若干の減少となっております。なお農業参入法人は2経営体となっております。その下に耕地面積が表示されています

次のページをご覧ください。2. 最適化活動の目標です。1の(1)①農地集積の現状及び課題を御覧ください。集積率が48.3%となっております。ここでの農地の集積とは、認定農業者に集積したものを指しております。

そして、次に課題としては、農業者の高齢化とか後継者不足の問題を挙げております。次に②の目標です。本年度、これ右下に、本町の今年度末の目標数値を集積率48.6%としております。前回の目標設定数値は、集積率50.9%でしたので、やや低く設定しております。(2)遊休農地の解消ですが、直近の利用状況調査結果の1号遊休農地について表記をしております。そして、課題といたしましては、以下のとおりです。

続いて(2)②既存遊休農地解消の目標です。A. 緑区分の遊休農地の解消と、B. 黄区分の遊休農地の解消面積ですが、これは前回の目標設定と数値は変わっていません。②の目標のイ. 新規発生遊休農地の解消ですが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は12.9ですが、これは6年度で初めて緑の分類になったものを目標値としております。

次に、新規参入の促進です。①現状及び課題としていたしまして、令和3年度から5年度の新規参入の経営体数と集積面積を示しており、下段には課題を提示しております。次のページをお開きください。②の目標ですが、これは権利移動面積、直近3か年の平均を1割しています。2の最適化活動の活動目標(1)推進委員が最低活動を行う日数目標でございますが、これは前回の目標設定と同じです。その下、(2)活動強化月間の設定目標ですが、これも昨年と同じく3回で設定をして、具体的な取組については、以下のとおりです。次に(3)新規参入相談会の参加目標ですが、目標設定は、1回として、具体的には、8月と1月に実施予定の新規就農相談会のどちらかに参加するということを想定しています。

令和7年度の最低価格活動の目標の設定等についての説明は以上です。

議長

説明が終わりました。皆さんには前々回位からお話をしているんですけども、皆さんに直接関わるのが、月何回活動するのかという目標で、月8日というのが目標値になりますので、ここら辺を良く見ていただければと、それともう一つはですね農地の経営耕地面積507ヘクタールとあるんですけども、実質的に稼働している面積量は、もっと少ないというのは、ご

承知のとおりなんですね。そこが1番大きなみそかなあと思っております。
柿本委員何かご意見ありませんか。

10番 この数字はあくまでも認定農業者が基本になっていると説明されたんですよね。

議長 要するに認定農業者の集積という表現ばかりなんですよ。その点が、長与町に当てはまるのかという所ですよ。集積をする際は、3条や中間管理による貸し借りも含めてですけども、退職者とかリタイアした人が農地を買ったり、借りたりする程度というのがありますので、国の目標設定とはズレがあると感じるわけですよ。

10番 その点ですね、議案が上がってきても、この数字の中に反映をされていないというのは、やっぱり少し腑に落ちない部分があるんですよ。だから出来れば、こういうものの中に、少し入れ込んでいくというような、ここの実績を上げて行くっていう面からすれば必要じゃないのかなと思いました。

議長 はい、御指摘のとおりですね。上位下達で国が県に割当て、それを市町に割当ててくると。でも、かなり下からの反発もあるんですよ。長崎は特に農業センサスの面積、経営耕地面積、課税の台帳面積、この3種類位あって、実質的に稼働している農地を査定しているのは良く分かりますよね。これを無視して国が農地だけを確保したいために数字の搜索をするんで、それについて我々も常設審議会に行ったり、全国大会委員で意見書を上げるといった要請はですね、続けて行きたいと思っておりますので、ぜひ今後このギャップを注視して行きたいと思っておりますよろしく申し上げます。
他にありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、令和7年度最適化活動の目標の設定等について農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていますので、議決することに決定いたします。

議長

以上で審議を終わります。次に行事報告を事務局から説明をお願いします。

(令和7年3月行事報告)

最後に、4月の日程について事務局からお願いします。

事務局

4月の日程ですが、総会を25日(火)の午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。